

Q 退職金の支払いの延期はできるか

A

1 退職金の支払い時期

退職金は、言うまでもなく退職者に支払うものなので、その支払い時期は退職日以降となるが、退職日以降のいつまでに支払わなければならないか。

この点、労基法 23 条(退職者の請求があれば 7 日以内に賃金を支払わなければならない等)が退職金にも適用されるかが問題となるが、「適用はない」と解されている。

それは、退職金制度が任意の制度である性質上、支払い時期の設定は不合理なものでない限り企業の設計自由に属するといえるからである。

ただ、労基法は退職金の支払い時期を就業規則上明記することを義務付けているので(89 条 3 号の 2)、いつまでに支払うかは退職金規程に明記する必要がある。

2 支払いの延期の可否

退職金規程において、支払い延期の要件が具体的に定められ(例えば、「退職金不支給事由が発覚したとき、調査結果が出るまで支払いを延期する」といったもの)、かつ、その内容に合理性があれば支払いの延期は可能ですが、それ以外の場合は延期はできないこととなります。後は、当該労働者より個別に同意を得て延期するほかはありません。

3 支払いをめぐるその他の留意点

事業主(中小企業退職金共済契約を締結、適格年金または厚生年金基金制度等を設けた事業主を除く)が労働契約、労働協約で退職金の支払いを明記した場合は、退職金の支払いに充てるべき額として厚生労働省令で定める額について、貯蓄金の保全措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない(賃金の支払の確保等に関する法律 5 条) ことになっています(努力義務規定)。